

別紙様式4

法令適用事前確認手続 回答通知書

令和5年9月12日

照会者名 [REDACTED] 殿  
代理人名 [REDACTED] 殿

出入国在留管理庁参事官(法規)

令和5年8月15日付けで別添により照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 照会対象法令(条項)の対象となるか否かについて  
対象となる / 対象とならない  
(※ 回答しない場合は、その旨を記載する。)

- 2 理由(見解及び根拠)

出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)別表第一の二の表の「特定技能1号」として在留資格の変更許可申請をするに当たって、特定技能契約の相手方となる本邦の公私の機関について、適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施が確保されるものとして特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(以下「特定技能基準省令」という。)で定める基準に適合しない場合、法第20条第3項の在留資格の変更許可を受けることはできないこととなるが、特定技能基準省令で定める基準に適合するか否かを含め、実際に在留資格の変更許可がなされるか否かについては、提出資料に基づき個別具体の事案に即して総合的に判断されることとなる。

本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束し得るものではありません。